

法科大学院におけるＩＣＴを 活用した教育の事例

成蹊大学の取組み事例

概要

- ◆ 都心に勤務する有職社会人が講義を受講しやすいようにするために、サテライト・オフィスを開設し、平成18年度からテレビ会議システムを用いて、本校教室とサテライト教室の画像と音声を双方向に送受信することにより、遠隔授業を実施。
- ◆ 全ての授業科目群(法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)において、遠隔授業を実施。
- ◆ 遠隔授業の受講条件として、**仕事の関係で止むを得ざる事情**により授業開始時刻に間に合わないことが明らかな場合に限定。
- ◆ サテライト教室への配信授業は全て自動録画され、後日、受講者がその録画を閲覧することが可能。
- ◆ 遠隔授業を実施する全ての科目に業務委託した補助員を配置。

特徴

実施の形態

- 本校教室とサテライト教室間で、インターネット回線を通じたテレビ会議システムを利用し、同時かつ双方向の授業を実施。
- これにより、都心に勤務する有職社会人が授業を受講することが可能。
- 遠隔授業の受講条件として、仕事の関係でやむを得ざる事情により授業開始時刻に間に合わないことが明らかな場合に限定。(予約制)

開講科目

- **法律基本科目**
→ 刑法・行政法・刑事訴訟法 等
- **法律実務基礎科目**
→ 刑事／民事実務基礎・法曹倫理 等
- **基礎法学・隣接科目**
→ 企業会計・法制史・リーガルリサーチ 等
- **展開・先端科目**
→ 國際法・労働法・著作権法 等
※全て夜間開講科目

受講生への配慮

- 本校教室の黒板等の画像を、サテライトで視聴する学生が拡大等の操作が可能。
- サテライト教室への配信授業は全て自動録画。
- 録画は後日、閲覧可能とし、遅刻や欠席した授業を補完するとともに、学生の自習(復習)を促進。
- 遠隔授業機器の立ち上げ、レジュメの配布等に対応するための補助員を配置。

筑波大学の取組み事例

概要

- ◆ これまで出張等により授業を欠席せざるを得なかつた有職社会人に対して、**同時かつ双方向に授業を受講できる環境を提供するため、タブレット端末等を用いて遠隔授業を実施。**
- ◆ 全ての授業科目群(法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)において、遠隔授業を実施。
- ◆ 遠隔授業の受講条件として、**全授業回数のうち一定回数に限定。**
- ◆ 支障なく双方向通信できるかどうかは、回線状況等の事情に左右されることから、事後的に当該授業担当教員が個別面談等によるフォローを実施。
- ◆ また、回線状況等の事情により遠隔授業を実施できなかつた場合でも、学生が事後的に授業録画を視聴することが可能。(ただし、出席認定は不可。)

特徴

実施の形態

- タブレット端末等を用いて、同時かつ双方向の授業の実施。
- これにより、出張等により授業を欠席せざるを得なかつた有職社会人が授業の受講が可能。
- 遠隔授業の受講条件として、授業回数20回の場合4回まで、10回の場合2回まで、理由を問わずに受講可。これらを超える場合、利用理由が国内外の出張の場合に限る。(事前申請制)

開講科目

□ 法律基本科目

→ 憲法・民法・法学基礎ゼミ 等

□ 法律実務基礎科目

→ 法曹倫理・要件事実論・ロイヤリング 等

□ 基礎法学・隣接科目

→ 法哲学・刑事政策

□ 展開・先端科目

→ 企業組織再編法・倒産法演習 等

受講生への配慮

- 支障なく双方向通信できるかどうかは、学生側の機器のスペックや回線状況といった事情に左右されることから、事後的に当該授業担当教員が当該学生に対して個別面談等によるフォローを実施。
- 回線状況等の事情により遠隔授業を実施できなかつた場合、学生は事後的に授業録画を視聴することが可能。

九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学による取組み事例

概要

- ◆ 平成16年の開設当初から、九州大学・熊本大学・鹿児島大学の協定による教育連携を実施。
- ◆ 平成19年からは琉球大学が参加し、「九州・沖縄法科大学院教育連携」となり、教育連携の一環として、テレビ会議システムを応用した、同時かつ双方向の遠隔授業による合同講義の開設、単位互換などを実施。
- ◆ 全ての授業科目群(法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)において、遠隔授業を実施。
- ◆ 遠隔授業受講者に適宜質問を求めるなどによる緊張感の維持、メール等により授業終了後も質問を受け付けることができる体制整備、ラーニング・マネジメント・システムを活用した学修フォローなど、細やかな支援の実施。
- ◆ これらにより、各法科大学院の特色と長所を相互提供しつつ、協調と競争を促進し、法科大学院教育の多様化と充実を図る。

特徴

実施の形態

- 連携4大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議を応用し、双方向授業システムとして利用。
- 連携4大学間において、特色のある科目や更なる充実が望まれる分野に関する協力を相互に行うことにより、開講科目の多様性と充実を図る。
- これらにより、各法科大学院の特色と長所を相互提供しつつ、協調と競争を促進。

開講科目

- **法律基本科目**
→ 刑法・刑事訴訟法・刑法問題演習 等
- **法律実務基礎科目**
→ 法情報論・契約実務・リーガルクリニック 等
- **基礎法学・隣接科目**
→ 司法政策論・日本法制史 等
- **展開・先端科目**
→ 知的財産法・公共政策法務 等

受講生への配慮

- 授業に際しては教材を配布するなどして受講生の理解を確実なものとするとともに、授業中は受講者の態度に目を配り、適宜質問を求めたり、指名することにより、緊張感を維持。
- メール等により授業終了後も質問を受け付けるなどコミュニケーションに努める。
- ラーニング・マネジメント・システムを活用した学修フォローを実施。

千葉大学と金沢大学による取組み事例

概要

- ◆ 地理的制約をより少なくするとともに、双方の教育資源を活用し教育効果の水準を保つため、遠隔授業等による連携教育を実施。
- ◆ 共同開講科目(展開・先端科目)を開設し、**テレビ会議システムを活用した同時かつ双方方向による遠隔授業**を実施。
- ◆ 法律基本科目授業について、千葉大学から金沢大学へ**ライブ配信**を実施。また、千葉大学及び金沢大学からそれぞれオンデマンド型の配信を実施。
- ◆ 授業のライブ配信について、**配信先である金沢大学の学生及び担当教員の評価を合同FD等の機会を利用し、遠隔授業に対する事後評価・教育効果を検証**。

特徴

実施の形態

- 大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議システムを利用し、同時かつ双方方向の授業を実施。
- これにより、遠隔地に立地する法科大学院同士が地理的制約なく、特徴ある教育資源を相互に提供することが可能。

開設科目

□ 展開・先端科目

※両法科大学院の複数の教員が相互に授業を担当

→ 現代法の諸問題

□ 法律基本科目

※以下の授業科目を配信(学生は任意聴講)

千葉大学から金沢大学へライブ配信

→ 刑法・刑事訴訟法

オンデマンド型配信

→ 刑事訴訟法(千葉大から金沢大へ)

→ 民法・商法(金沢大から千葉大へ)

受講生への配慮

- 遠隔授業については、両大学の教員学生が利用可能な共通の授業情報の提供及び課題提出システムを新たに構築。
- 配信型の授業については、それぞれの受信側の大学で担当教員がその利用を指導。ライブ配信では、配信後教員による質疑応答時間を設ける。

中央大学と島根大学による取組み事例

概要

- ◆ 地方在住者や社会人など誰もが法科大学院で学べる環境を整備するとともに、法曹有資格者の学ぶ機会を保障するという観点から、**テレビ会議システムを活用した同時かつ双方向による遠隔授業**を実施。
- ◆ **中央大学の科目等履修生が島根大学において、中央大学の授業を受講。**
- ◆ 機材トラブル等が発生した場合に備えて、**両校に補助職員を配置。**
- ◆ 機材トラブル等により受講できなくなる可能性があるため、遠隔授業を全て録画することにより、**受講生が事後的に授業録画を視聴することが可能。**(ただし、出席認定は不可。)
- ◆ 遠隔授業終了後にも受講生が授業担当教員に質問できるようにするために、メールで質問を受け付けられるような体制を整備。

特徴

実施の形態

- 大学間で、インターネット回線を通じた**テレビ会議システム**を利用し、**同時かつ双方向の授業**を実施。
- 中央大学の科目等履修生が**島根大学**において、中央大学の授業を受講。
- これにより、地方在住者や社会人、法曹有資格者が地理的制約なく、**特徴ある授業**を受講することが可能。

開設科目

- **展開・先端科目**
→ 政策形成と法・実務行政訴訟Ⅰ／Ⅱ

- 遠隔授業終了後にも受講生が授業担当教員に質問できるようにするため、メールで質問を受け付けられるような体制を整備。

受講生への配慮

- 配信先の受講生を取り残さないよう、頻繁に発言を促したり、板書を明瞭にするなど、授業方法を工夫。
- 機材トラブル等が発生した場合に備えて、**両校に補助職員を配置。**
- 機材トラブル等により受講できなくなる可能性があるため、遠隔授業は全て録画。受講生は事後的に授業録画を視聴することが可能。

(参考) 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究 報告書概要

(平成27年度先導的大学改革推進委託事業)

地方在住者や働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及に向けて実証研究を実施（実施機関：中央大学）

調査手法

- ① **遠隔授業システム**を用いて、都市部の法科大学院から地方の法科大学院に授業を配信し、複数の大学が合同で行う授業を実施（サテライト形式）。（公法総合Ⅰ／法曹倫理／比較法文化論／4群特講／テーマ演習Ⅱ）
- ② **タブレット端末を利用**した受講や、**オンデマンド形式**を組み込んだ授業を実施（公法総合Ⅰのみ）。
(いずれの調査についても、**全15回の授業のうち3回程度**で実施)

分析結果(学生や教職員の評価)

大学別の評価

- ◆ 配信先大学（地方の法科大学院）の評価は極めて良好
- ◆ 配信元大学（都市部）の学生は遠隔授業を高く評価する者が少ない

授業別の評価

- ◆ 大規模（50名程度）かつ双方向・多方向型授業及び小規模（10名程度）かつゼミ形式の授業では概ね評価が良好
- ◆ 中規模（20名程度）かつ双方向・多方向型授業では、遠隔授業を高く評価する者がほとんどいない

遠隔授業の形式別の評価

- ◆ サテライト形式による遠隔授業については概ね評価が良好
- ◆ オンデマンド形式による授業についても概ね評価が良好であり、直ちに排除されるべき授業形態とは言えない
- ◆ タブレット端末を利用した遠隔授業を高く評価する者は少ない



ICTを活用した授業の教育水準向上に向けた課題

- 授業の学修内容を事前提示するなど**授業運営を工夫**
- レジュメ配付、課題提出や質問受付などをweb上で可能にするなど、**学修環境の整備**
- 授業中に小テストを実施するなど緊張感を維持できる仕組みとした上で、**オンデマンド授業を一定回数に限定して許容**
- **地方在住者に配慮**し、web上に法律文献データベースを整備／スクーリングを地方大学で実施／地方大学教員による学修支援
- 教育水準を維持するための**設備面・技術面のコスト確保**
- 授業を担当する**教員のスキル向上**

今後の課題

- 専門職大学院設置基準第8条第2項に規定される「**教育効果要件***」の適合性判断に関する一定の指針の必要性を検討（オンラインによる遠隔授業を基本とした教育課程の編成も視野に、**科目特性による教育効果の差異等の分析** 等）

* 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている 6